

埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター設置要綱（平成29年3月1日決裁）第4条の規定に基づき、埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター（以下「教育センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(実施可能な教育・研修プログラム)

第2条 教育センターにおいて実施可能な教育・研修プログラムは、次に掲げるものとする。

- 一 県が、県内の医療従事者を対象として主催する教育・研修プログラム
- 二 県が、県内の医療従事者を対象として、県内の医療機関又は埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会があらかじめ指定するもの（以下「指定団体」という。）と共催する教育・研修プログラム
- 三 県内の医療機関・指定団体等が、原則として自施設・団体の職員・会員のみを対象として開催する教育・研修プログラム
- 四 その他教育センター長が特に必要と認めるもの

(利用施設)

第3条 前条の目的により利用できる教育センターの施設は、次のとおりとする。

- 一 講義・ディブリーフィング室
- 二 シミュレーター訓練室（仮想病室）
- 三 シミュレーター訓練室（診察室）
- 四 研修室
- 五 カンファレンスルーム1及び2

(利用者)

第4条 施設及び機器を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 第2条第1号から第3号に掲げる教育・研修プログラムの参加者
- 二 その他教育センター長が必要と認める者

(利用の条件)

第5条 シミュレーターを利用する場合には、第2条各号に定める教育・研修プログラムの実施責任者の指導に基づき行うものとする。

(利用時間及び休業日)

第6条 利用時間は、原則として、次のとおりとする。

一 平日の9時から17時まで

二 平日の17時から21時まで

三 休日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下、同様とする。）の9時から17時まで

2 前項にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの間（以下「休業日」という。）は、利用に供しないこととする。

(利用の申請及び許可)

第7条 施設の利用申込みの受付は、次のとおりとする。

一 利用日の1年前の日（当該日が休日及び休業日の場合には、直後の平日。）から利用日の3か月前の日（当該日が休日及び休業日の場合には、直前の平日。）までの間に申請を受付ける。

二 利用日の属する月の1年1か月前の1日から20日までの間に申請を受付ける。

2 前項で受付けた申請は、次のとおり利用許可を行う。

一 前項第一号で受付けた申請は到着順に許可を行う。

二 前項第二号で受付けた申請は教育センター長が利用日等の調整を行った後に、申請を受け付けた月の末日までに利用許可を行う。

3 第1項及び第2項の規定による施設利用申請は様式第1号により行う。

4 教育センター長がやむを得ない場合と認める場合に限り、第1項及び第2項の規定によらず許可することができるものとする。

(許可の取消し等)

第8条 施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）がこの要綱及び埼玉県総合医局機構 地域医療教育センターの利用に関する申合せ(平成29年3月1日決裁。以下「申合せ」という。)に違反したときは、利用の途中においても、教育センター長は当該許可を取り消すことができる。

2 前項に定める場合のほか、教育センターの運営上特別の理由がある場合は、教育セ

ンター長は当該許可を変更し、又は取り消すことができる。

第9条 利用者は、利用日時を変更し、又は利用を取り消す場合は、利用日の前日（当該日が休日及び休業日の場合には、直前の平日）までに申し出なければならない。

（利用実績の報告）

第10条 利用者は、施設の利用後7日以内に、様式第2号により利用実績を報告するものとする。

（利用料等）

第11条 教育センターの利用料は、徴収しないこととする。

2 第2条第2号、第3号及び第4号に掲げる教育・研修プログラムの実施に必要な消耗品は、研修の主催者又は参加者が持参することとする。

（利用者の義務）

第12条 利用者は、施設を利用する場合は、申合せを遵守し、施設等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設・設備等を破損し、又は紛失した場合は、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

3 教育センター長は、利用者が本要綱及び申合せに違反する行為をした場合、施設の利用を制限又は禁止することがある。

（事務）

第13条 利用の許可に関する事務は、教育センター事務局職員において処理する。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、教育センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。